

○議長（木下一己君） 会議に先立ちまして、4月1日付けの人事異動により、課長職に異動がありましたので、局長から紹介をいたします。

○事務局長（下村弘之君） 私から異動のありました課長職を御紹介申し上げます。  
町立下川病院事務長から総務課長になりました、蓑谷課長を御紹介します。

○総務課長（蓑谷省吾君） 蓑谷です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（下村弘之君） 税務住民課長から森林総合産業推進課長になりました、宮丸課長を御紹介します。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 宮丸です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（下村弘之君） 森林総合産業推進課長から環境未来都市推進課長になりました、三条課長を御紹介します。

○環境未来都市推進課長（三条幹男君） 三条です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（下村弘之君） 環境未来都市推進課長から税務住民課長になりました、長岡課長を紹介します。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 長岡です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（下村弘之君） 総務課主幹から町立下川病院事務長になりました、田村事務長を御紹介します。

○町立下川病院事務長（田村泰司君） 田村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長（下村弘之君） 北海道からの派遣職員として、農務課長職・農業振興戦略室長になりました、滝ヶ平課長職を御紹介します。

○農務課長職（滝ヶ平重三君） 滝ヶ平です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（下村弘之君） 以上で課長職の紹介を終わります。

午後3時1分 開議

---

○議長（木下一己君） ただ今から、平成28年第3回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

---

○議長（木下一己君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番 大西 功 議員  
及び6番 蓑谷春之 議員を指名いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。  
したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

---

○議長（木下一己君） 日程第3 諸般の報告を行います。  
報告事項は、御手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（木下一己君） 日程第4 議案第1号「下川町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例」を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 議案提案をさせていただく前に、一言御挨拶を申し上げます。  
臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。  
4月の声を聴き、日中の気温も少しずつ高まってまいりまして、ようやく春の訪れを感じる季節になってまいりました。  
このような折、平成28年第3回の議会臨時会の御案内をさせていただきましたところ、大変御多用の中、全員の御出席を賜り、心より感謝を申し上げる次第でございます。  
本臨時会に提案させていただく議案は5件を予定させていただいているところでございまして、その都度、議案の提案説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。  
議員の皆様には、議案審査に当たって、さらなる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての御挨拶に代えさせていただきます。  
それでは、議案第1号について、提案をさせていただきます。  
議案第1号 下川町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成22年4月1日から施行され、平成27年度までの6年間の時限立法とされ

ていた「過疎地域自立促進特別措置法」の一部が改正され、法期限を5年間延長し、平成32年度までとなったことに伴い、本条例を制定するものであります。

本町における固定資産税の課税免除につきましては、「下川町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例」により適用してきたところですが、この条例は平成28年3月31日をもってその効力を失いましたことから、今回、新たに本条例を制定するものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 議案第1号 下川町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例につきまして、議案書にて説明を申し上げます。

議案書は2ページでございます。

本条例につきましては、「過疎地域自立促進特別措置法」いわゆる「過疎法」の延長、これを要因としておりまして、平成28年3月31日にて失効いたしました「旧下川町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例」、この内容と本文については変更がございません。

第1条では、趣旨を規定し、第2条においては、製造の事業、そして情報通信技術利用事業及び旅館業、これに伴います家屋及び機械、設備について、3年間、固定資産税を免除するという規定でございます。

また、第3条では、申請の手続き、第4条で、課税免除の取消しについて規定してございます。

3ページでございます。

附則第1項において、「この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。」ということとなっております。

第2項におきましては、条例の失効を、過疎法と併せまして、平成33年3月31日までの時限措置としております。

第3項においては、本条例の失効後の措置として規定をしてございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤八郎 議員。

○1番（近藤八郎君） ただ今の議案第1号の中身でちょっと確認したいことがあるんですけども、従来ですとこの3月末をもって失効するというところで、ポスト過疎法として新たに5年間の時限措置がなされたと、こういうことから考えますと、当然、専決処分と

いう方法があったのではないかというふうに思われますけれども、あえて専決処分をしないで今臨時会で提案をし、遡及して適用するというにしました理由について、若干説明をしていただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。  
税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 旧条例におきまして、27年度適用を受けている企業がございません。ですので、条例の失効をした後に、今回…専決処分の方法もございませんけれども、この4月に臨時会があるということで御提案をさせていただいたところでございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 専決処分をしなかった理由は今の答弁で理解はできますけれども、できればですね…該当がなかったからこの4月臨時会まで延ばしたということは、やっぱりこの条例の改正等の性格を考えると、決して正しいやり方ではないんでないかなというふうに私は思います。したがって、切れ間なく適用ができるようにですね、3月31日…4月1日から即、法律に基づいて条例が施行できるような方法をしっかり取っておくべきだったということを申し上げて、質問は終わります。

○議長（木下一己君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第1号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第5 議案第2号「下川町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 下川町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、「地方税法」等の改正に伴い、本条例におきまして関係する条項について、一部改正を行うものであります。

「地方税法」等の改正につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとするほか、地方創生の推進、財源の偏在性の是正などの観点から、必要な税制措置等を講じるものであります。

町税条例の主な改正内容につきましては、法人町民税割の税率改正、町民税の修正申告後等の納入に係る延滞金についての規定を見直すほか、特定一般医薬品等購入費の医療費控除の特例の創設。

固定資産税においては、地方決定型地方税特例措置の拡充による改正。

軽自動車税においては、自動車取得税廃止に伴う環境性能割課税の創設、グリーン化特例の延長などについて、所要の改正を行うとともに、「地方税法」等の改正に伴う関係条文の整理を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしく願います。以上です。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 下川町税条例等の一部を改正する条例につきまして、御説明をさせていただきます。

議案書につきましては、5ページからになります。

今回の条例改正につきましては「地方税法等の一部を改正する法律」、これをはじめとした関係法令、これが28年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴います改正でございます。

はじめに、条例の概要でございますが、議案書の5ページから17ページまでにつきましては「下川町税条例の一部を改正する条例」、これを第1条としてございます。

また、17ページ中段から19ページまでにつきましては、平成26年改正の「下川町税条例の一部を改正する条例の一部改正」を第2条としてございます。

さらに、議案書の19ページから23ページにつきましては、平成27年改正の「下川町

税条例の一部を改正する条例の一部改正」、これを第3条といたしまして、条建てで改正を行うものでございます。

なお、附則について、それぞれ施行日を定めてございます。

続きまして、主な改正の内容につきまして、御手元に別に配付してございます議案第2号説明資料で説明をさせていただきたいと思っております。

議案第2号説明資料「下川町税条例等の一部を改正する条例の概要」でございます。

まずはじめに、一つ目は町民税の改正でございます。

1番の法人税割の税率改正であり、標準税率について、現行9.7%から6%に引下げを行うものでございます。

これにつきましては、国の法人税改革に伴いまして、地域間の税源の偏在性、これを是正すると。そして、財政力格差の縮小を図っていくという目的でございます。国税である地方法人税、これを4.4%から、今回10.3%に引上げ、地方交付税の財源としていくとするものです。そして自治体間の財政格差の縮小を図っていくと。これに併せまして、今回、地方税である法人住民税、法人割の税率が都道府県については3.2%から1%に、市町村については9.7%から6.0%に引き下げられることとなります。平成29年4月1日からの施行となります。

2番、3番につきましては、延滞金に係る措置でございます。2番が個人、3番が法人に適用されるものでございます。

内容でございますが、町民税の所得割及び町民税の法人税割について、期限内申告書または期限後申告書を提出している個人、法人について、納付すべき税額を減少させる更正…これがあつた後に修正申告の提出、または納付すべき税額を増額させるという更正があつた場合に限り、申告書の提出または増額更正について、納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算から一定期間控除するという内容でございます。これにつきましては、平成29年1月1日からの施行というふうになります。

4番でございます。

これにつきましては、特定一般用医薬品…この購入について、医療費控除の特例とするというものでございます。

近年ですね、健康保持の増進、そして病気の予防、こういった観点から、健康診断ですとか予防接種、がん検診、こういった一定の取組を行う個人、そしてその家族を対象にして、元々医療用で使われていた薬、これが使用実績によって一般薬局でも販売になっているという特定一般の医薬品、この購入費用が今回から年間12,000円を超える部分が、その分の所得から控除できるという医療費控除の特例でございます。施行日については、平成30年1月1日となっております。適用期間については、平成29年1月1日から平成33年12月31日までとなりまして、平成29年分からの確定申告分から対象になってくるというものでございます。

二つ目の大きな区分の、固定資産税の改正でございます。

1番の固定資産税の非課税適用でございます。

これにつきましては、国の独立行政法人改革に関する基本方針、こういったものに基づきまして、厚生労働省所管の法人が平成28年4月1日で統合されることになりまして、今回、独立行政法人労働者健康安全機構というものになりました。これに伴いまして、固

定資産税の非課税適用をする規定の整備でございます。

続きまして2ページ、引き続き固定資産税の改正でございます。

2番の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合…いわゆるわがまち特例というものでございます。

地域決定型地方税の特例措置、通称「わがまち特例」であります。これは固定資産税の課税標準の特例措置の割合について、国が定める軽減割合…この範囲で自治体が自主的に判断して条例で決定できる仕組みであります。

現行条例におきまして、下水道除害施設、そしてサービス付き高齢者向け賃貸住宅…サ高住という…これの固定資産税の減額措置について規定されておきまして、新たに電気事業者による再生可能エネルギーの発電設備について規定するというものでございます。

再生エネルギー発電施設の課税標準となる価格に、市町村の条例で定めた割合を乗じた額に減額するというものでございます。

再生エネルギー活用の促進を図る下川町といたしましては、特例割合の上限を設定し、太陽光・風力発電については2分の1、水力・地熱・バイオマスについては3分の1と規定するものでございます。

次に、大きな三つ目の軽自動車税の改正でございます。

1番、軽自動車税における環境性能割課税の創設でございます。

消費税10%引上げが想定される中で、これに伴いまして自動車取得税が廃止になります。そして、軽自動車税の中に環境性能割という新たな税制を導入し、3輪以上の軽自動車を対象に環境性能に応じた中で、非課税、1%、2%という課税がなされるものでございます。平成29年4月1日からの施行というふうになっております。

続きまして3ページでございます。

2番の軽自動車税の中に軽自動車税種別割という名称を設定するものでございます。

軽自動車税における環境性能割課税…これの創設に併せまして、現行の軽自動車税を種別割というふうに変更するものであり、これに伴いまして関係する条項の整備をするものでございます。

3番目につきましては、この軽自動車の環境性能割についての特例でございます。

この環境性能割というのは、市町村の税として位置付けられます。しかしながら、当面の間、賦課徴収については北海道が行うという特例規定を持ち、整備をしているところでございます。

4番、軽自動車税の特例でございます。

これにつきましては、排気ガス、燃費性能…こういったところが優れた軽自動車、環境負荷が少ない軽自動車、いわゆる「グリーン化特例」といわれているものでございますが、この特例について、平成27年度中の新車登録に対して、平成28年度において税率の軽減を行う措置として1年だけ措置となっておりましたが、そのまま1年延長するという内容で、平成29年4月1日から施行するという内容でございます。

以上、主な条例の改正の内容とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がございましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

- 議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

- 議長(木下一己君) 討論なしと認めます。  
これから、議案第2号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(木下一己君) 起立多数です。  
したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(木下一己君) 日程第6 議案第3号「下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長(谷一之君) 議案第3号 下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、緑町の森林管理署旧職員官舎を購入したことに伴い、今後、町営住宅として利活用を図っていくもので、条例中の別表に当該住宅の項目を追加するものでございます。

主な概要を申し上げますと、昭和49年度建設の簡易耐火二階建て1LDKの1棟4戸と、昭和53年度建設の木造平屋建て3LDK1戸、昭和56年度建設の木造平屋建て2LDKの1戸となっております。

使用料につきましては、公営住宅算定基準を基に、住宅の規模、経過年数及び利便性等を考慮し算定しているところであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 議案第3号 下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例につきまして、事前に配付させていただきました議案第3号説明資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

条例の一部改正内容につきましては、条例別表に新たな町営住宅の建設年度、家賃月額等の項目を追加するものでございます。

対象となる住宅は、町が緑町に所有する3棟6戸であります。現在、今月8日より5月20日までを工期とし、改修を進めているところでございます。内部の改修は間もなく終了する状況でございます。

住戸型式は、昭和49年度建設、簡易耐火二階建て、1LDK1棟4戸。昭和53年度建設、木造平屋建て、3LDK。昭和56年度建設、木造平屋建て、2LDKの合計6戸でございます。

本条例の別表中、平成26年度の住宅の欄の次に追加するもので、建設年度「平成28年度（昭和49年度）」、構造「簡易耐火二階建」、位置「緑町223番地13」、1戸当たり床面積「61.75㎡」、家賃月額「21,690円」、摘要「4戸」。

次に、建設年度「同（昭和53年度）」、構造「木造平屋建」、位置「同」、1戸当たり床面積「70.88㎡」、家賃月額「26,250円」、摘要「1戸」。

次に、建設年度「同（昭和56年度）」、構造「木造平屋建」、位置「同」、1戸当たり床面積「66.87㎡」、家賃月額「25,720円」、摘要「1戸」を表に追加するものでございます。

住宅料の算出につきましては、公営住宅料算出基準を基に決定いたしております。

なお、入居者につきましては、今年、転勤等で転入され、公営住宅に対象とならない、また、民間住宅に空きがないなど、住宅に困窮されている方の情報、問合せが現在数件ございます。町内に待機されている方を対象とさせていただきたいと思っております。

入居時期については、内部改修が終了した時点で、改修状況を確認の上、速やかに入居できるよう努めてまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第7 議案第4号「議会の議決に付すべき工事請負契約の変更について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第4号 議会の議決に付すべき工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成27年第4回臨時会において、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき議決いただきました、「まちおこしセンター建設工事」の請負契約について、契約金額を変更する必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

変更の要因につきましては、平成28年2月から適用する「公共工事設計労務単価」が決定され、全職種単純平均で4.9%上昇したことによるものでありまして、賃金等の急激な変動に対処するため、契約書約款第25条第6項の規定に基づき、当初の契約金額より180万6,840円を増額し、変更契約するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 議案第4号 議会の議決に付すべき工事請負契約の変更について、説明をさせていただきます。

平成27年第4回臨時会で議決をいただき、10月16日に契約いたしました「まちおこしセンター建設工事（建築主体・機械設備）」、受注者「盛永・丸昭高橋・山形・黒川特

定建設工事共同企業体」との請負契約につきまして、契約金額の変更をお願いいたしたく、その内容について説明をいたします。

現在、本工事の進捗状況は、3月22日において、平成27年度分出来形検査を行い、25%の進捗率を確認し、部分払いを行っております。引き続き、9月17日までの工事の完了に向け、進んでいるところでございます。

変更の要因でございますが、国より平成26年1月に賃金等の変動に対する工事請負契約書約款第25条第6項の運用についての通達があり、この25条では、賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更で、第6項は、予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となった時は、発注者または受注者は前各項の規定に関わらず、請負代金額の変更を請求できることの規定でございます。

本年1月に入りまして、平成28年2月から適用となる公共工事設計労務単価が決定されました。全職種単純平均で、全国で4.9%、北海道では6.7%上昇しております。この新労務単価の早期適用に向け、国より公共団体において周知徹底を図るよう要請がございました。これら国の運用基準を基に算定し、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除し算出したところ、変更前契約金額3億8,718万円より180万6,840円増額し、3億8,898万6,840円として変更契約するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第8 議案第5号「平成28年度下川町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第5号 平成28年度下川町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度一般会計の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出からそれぞれ4,007万円を減額し、総額を56億2,293万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、条例改正、工事請負契約の変更に伴うもの、地方創生加速化交付金の採択に伴う重複事業の減額、熊本地震に対する支援等でございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、議案第3号に関連して、新たに6戸を町営住宅として管理することに伴い、住宅使用料の増額分を財産収入で計上しております。

次に、議案第4号に関連して、まちおこしセンター建設工事の請負契約の変更に伴い、JA北はるか下川支所の負担金の増額分を歳入の分担金及び負担金で、また、JA北はるか負担金に対する町の補助金を歳出の農林業費でそれぞれ計上しております。

次に、地方創生加速化交付金の採択を受け、3月定例会で追加補正をさせていただいた事業費と、平成28年度予算で重複する事業費を、民生費、農林業費、商工労働費で合わせて4,130万円を減額するものでございます。

また、熊本地震に対する支援についてでございますが、先週14日に発生いたしました熊本地震により、熊本県を中心に甚大な被害の様子がテレビや新聞等で報道され、改めて地震の恐ろしさを認識しているところでございます。

この度の地震で亡くなられた方々、被災を受けた方々に対しまして、心より御冥福をお祈りいたしますとともに、御見舞いを申し上げる次第であります。また、一刻も早い復興を心より願うところでございます。

このような中、平成26年3月に「持続可能な小規模自治体アライアンス協定」を締結した熊本県おぐにまち小国町におきましても、一部の住宅の損壊や、水道施設などに被害が生じているとの状況を把握しております。

本町として支援できないか小国町に打診しましたところ、断水が続いていることから、給水袋の提供要請がありましたので、本町で備蓄している給水袋を既に現地へ向けて送っているところでございます。なお、現地の交通網が寸断しており、一般の運送業者では対応できない可能性がありますことから、同じくアライアンス協定を締結している高知県ゆすはらちょう禰原町の御協力を得まして、現地までの輸送手段を確保したところでございます。

また、B&G財団から、今年1月に開催された全国サミットでの共同宣言「災害時等における相互応援」に基づき、全国の海洋センター所在市町村に対しまして、熊本県きくちし菊池市

<sup>みなみあそむら</sup>と南阿蘇村から、支援要請に基づく生活必需品の支援要請がありましたことから、本町の避難所用備蓄品から紙おむつ等の生活用品を送付しております。

補正予算といたしましては、備蓄品補充に伴う経費及び送料を総務費で計上しております。

そのほか同じく総務費で、本町の母村であります岐阜県郡上市高鷲町<sup>くじょうしたかすちよう</sup>に整備された「たかす開拓記念館」の開館セレモニーへの出席について御案内をいただきましたことから、町民を含め、出席する8名分の旅費等の経費を計上しております。

そのほか林業費では、山村活性化支援交付金事業の内示を受けたことによる減額及び予算の組替えをお願いするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入、繰入金をそれぞれ計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 議案第5号 平成28年度下川町一般会計補正予算（第1号）の補正内容につきまして、議案第5号説明資料「補正予算概要書」により説明をさせていただきます。

今回の補正要因につきましては、条例の改正に伴う補正や工事請負契約の変更に伴う補正、地方創生加速化交付金の採択に伴う重複事業の補正、熊本地震に対する支援等の補正となっております。

はじめに、歳出の補正内容であります。

総務費では、下川町と高知県の構原町、熊本県の小国町の三町で自治体アライアンス協定を結び、取組を進めておりますが、今回の熊本地震により熊本県の小国町も被害を受けておりますことから、被災地支援事業といたしまして、下川町が取り組める支援として給水袋500枚を送ることとし、一般管理費の消耗品費24万円、送料9万円を計上しております。なお、給水袋につきましては、町で保有しておりますものを既に送っており、本日、小国町に届いたとの連絡がありました。また、同じく協定を結んでおります構原町からは、2リットルのペットボトル2,000本の飲料水が届けられております。

また、B&G財団から全国各地のB&G海洋センターに対して、特に甚大な被害を受けている熊本県の菊池市と南阿蘇村に対する支援物資の依頼があり、下川町B&G海洋センターとして下川町から救急箱10人用3箱、乳児用紙おむつ174枚、大人用紙おむつ216枚など、町で保有している生活用品を指定の熊本県内のB&G海洋センターに既に送付しております。内訳といたしまして、消耗品費8万円、送料2万円となっております、合計で消耗品費32万円、送料11万円の合計43万円を増額補正として計上しております。

次に、岐阜県郡上市高鷲町との交流事業として96万円を計上しております。内訳といたしましては、参加します8名の方の旅費90万円と、レンタカーの借上料及び高速料で

6万円となっております。郡上市高鷲町…旧高鷲村ですが、開拓当時の様子を展示するため、30年以上前から準備を進め、この度「たかす開拓記念館」を開館することとなりました、この間、旧高鷲村にあまり記録が残っていない、旧満州における珥春開拓団の開拓者の記録を調査しに下川町を訪れた経過があり、この度、開拓記念館のセレモニーを開催するに当たり、下川町に案内が参っております。行程につきましては、4月23日に下川を出発し、24日に「たかす開拓記念館」開館セレモニーに出席し、25日に下川町へ帰町する予定となっております。参加者は、開拓関係者から、藤原基喜さん、古屋幸作さん。

今回の調査に御協力いただいた5名のうち、千田郁枝さん、蓑谷信子さん。開拓当時の貴重な資料を提供した本田栄太郎さん。町からは木下議長、谷町長、随行者として総務課の古屋主幹の合わせて8名の参加となっております。なお、今回の調査に御協力をいただいた、谷口サツさん、田中セツ子さん、福内認さんは、高齢により参加を辞退しております。

次に、民生費の、福祉医療人材育成事業であります。地方創生加速化交付金の採択によりまして、3月の第1回定例会において補正予算の議決をいただきましたことにより、平成28年度当初予算において計上しておりました、報償費30万円、旅費50万円を減額補正として計上しております。なお、減額した事業内容につきましては、地方創生加速化交付金の下川タウンプロモーション事業で実施を予定しております。

2ページを御覧ください。

農林業費の農業振興施設整備事業補助金であります。議案第4号で可決いただきました「まちおこしセンター建設工事」の請負契約の変更に伴い、JA北はるかへの負担金額が増額したことに伴い、町からの補助金を34万円増額補正としております。補助率は3分の2であります。

次に、山村活性化支援交付金事業であります。平成28年度の交付額の内示によりまして、50万円の減額補正と併せて、当初予定しておりました原料供給体制構築業務委託を自ら調査することとし、広葉樹などの木材利用調査等に予算を組み替えております。

次に、林業林産業人材確保支援事業であります。民生費でも説明いたしましたが、地方創生加速化交付金の採択によりまして、平成28年度当初予算に計上しておりました、手数料39万円を減額補正とするものであります。なお、減額した事業内容につきましては、地方創生加速化交付金の森林総合産業構築推進事業で予定しております。

次に、商工労働費の観光振興事業であります。これも同じく地方創生加速化交付金の採択によりまして、平成28年度当初予算に計上しておりました、委託料60万円を減額補正としております。同じく、減額した事業内容につきましては、地方創生加速化交付金の下川タウンプロモーション事業で予定をしております。

次に、五味温泉施設管理事業であります。同じく地方創生加速化交付金の採択によりまして、平成28年度当初予算に計上しておりました、委託料700万円を減額補正として計上しております。同じく、減額した事業内容につきましては、地方創生加速化交付金の下川タウンプロモーション事業で実施を予定しております。

3ページを御覧ください。

同じく商工労働費の総合産業活性化事業であります。これも同じく地方創生加速化交付金の採択によりまして、当初予算に計上しておりました、報酬や共済費など6節について、総額2,510万円を減額補正として計上しております。同じく減額した事業内容につきましては、地方創生加速化交付金の下川タウンプロモーション事業で実施を予定しております。

次に、官民協働・地域間連携加速化事業であります。地方創生加速化交付金の採択により、当初予算に計上しておりました1,026万円の予算のうち、741万円を減額補正として計上しております。減額した事業内容につきましては、地方創生加速化交付金の下川タウンプロモーション事業で、報償費ほか3節、合計で680万円の事業を予定し、課題解決型自治体アライアンス事業で、旅費と負担金、補助及び交付金の合計で61万円の事業実施を予定しております。

次に、歳入の補正内容であります。分担金及び負担金では、まちおこしセンター建設工事請負契約の変更に伴い、JA北はるか下川支所の負担金51万円を増額補正としております。

次に、国庫支出金では、山村活性化支援交付金の内示により50万円の減額補正としております。

4ページを御覧ください。

財産収入では、議案第3号で可決いただきました、下川町営住宅使用条例で追加いたしました6戸分の住宅料152万円を増額補正としております。

次に、繰入金の財政調整積立基金繰入金では、財源調整として3,460万円を減額補正とし、ふるさと開発振興基金繰入金では、地方創生加速化交付金の採択により700万円を減額補正としております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。

平成28年度下川町一般会計補正予算（第1号）の質疑につきましては、議案書、事項別明細書の歳出、歳入の順で行い、歳出に当たっては款の順で行いたいと思います。

はじめに、議案書について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

次に、事項別明細書の歳出の総務費について、質疑ありませんか。

7番 春日隆司 議員。

○7番（春日隆司君） 小国町の被害でございますが、一部住宅、それから水道施設など被害があったということですが、被害の詳細が分かれば教えてください。

○議長（木下一己君） 環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（三条幹男君） 御質問にお答えいたします。この支援物資を送る前段に小国町の方に連絡をさせていただきまして、担当の方とお話をさせていただきました。

まず、避難箇所は2か所ございまして、昼間はですね住宅の方に戻られているようですが、その2か所は夜間、皆さん集まってこられるそうです。それで、ライフラインでありますところのガス、それから電気、これについては全く影響がないというふう聞いております。ただ、浄水施設の…特に水道管の破損が酷いということで、給水車を用意しているんだそうですが、なかなか水を持っていく容器がないというふう伺っておりまして、そこで御提案させていただきました備蓄している町の給水袋 500 袋を早急に送付した次第でございます。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに、質疑ありませんか。

1 番 近藤八郎 議員。

○1 番（近藤八郎君） 議案で質問すべきところを聞き漏らしたものですから、申し訳ないんですけども、全体的にお伺いしたいことが一点ございます。

それは、今回の補正予算の内容でございますけれども、緊急的なものということと、それから地方創生加速化交付金の採択によって、3月定例会で議決された新年度予算の重複分を補正するという事なんですけれども、確かに額的には大きいんですが、今回のようなこの手法、予算補正の手法としては、この臨時会に…たとえ総額で4,000万円を超える額の重複予算があったとしても、この臨時会でやる内容でしょうか。そのへんについてお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 今回の補正予算の提案につきましては、冒頭申し上げましたとおり、条例の改正、それから契約の変更、災害対応に伴うもの、それから加速化交付金の決定に伴う重複分を減額するものということでございます。いずれの補正予算についても、額はともかくとして、今回提案すべきものと判断をしたものでございまして、加速化交付金の減額分についてが非常に大きな予算となっておりますが、3月に補正予算でさせていただいたものが新年度予算で重複して計上されているということもございまして、その分については速やかに削減をする必要があるということで、今回の臨時会に提案させていただいたというのが考え方でございます。以上です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） そういった…混乱を避けるという意味で補正をしたということは理解できるんですが、通常はですね、補正予算を組むに当たっては、必要な事業を…例えば当初予算で予算がなくて見送った事業について、必要な予算がなくて、今回のように補正で減額した結果、その事業の執行が可能になったという場合には、こういった臨時会で、

例えば4,000万円近い事業を充当するということは、私は良いと思うんです。でも、結果的にはですよ、繰入金の4,100万円程度をですね減額したということになって、それについての整理については何もこの臨時会でなくても、6月でも出来るんでないかなと、こんなふうに思ったものですから質問させてもらいましたけども、そのへんについてはですね、額にこだわることなく、そういった整理については当然なことですけども、やっぱりきちっとした予算編成の在り方について、やっぱり原点に帰ってやっていただければ分かりやすいんじゃないかなと。これでいけば単に繰入金を4,000万円戻しただけの予算になってしまうんでないかと。確かに今回は災害もあれば、高鷲町に行く関係もございます。

いろんな分野もございますから理解できないわけではないんですけども、その分を除きますと、そんな大きな補正の予算でなかったんじゃないかなと、こんなふうに思いまして、臨時会に出す補正予算については、今一度、内容を十分確かめて出してもらうことが、よりベストではないかなというふうに思いまして質疑をした次第でございます。

○議長（木下一己君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

次に、農林業費について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

次に、商工労働費について、質疑ありませんか。

7番 春日隆司 議員。

○7番（春日隆司君） 減額補正に関連いたしまして、タウンプロモーション推進部が4月から設置されたかと思うんですが、その事務所、それからスタッフの配置状況、それから活動状況を現時点でお尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（三条幹男君） 下川タウンプロモーション事業に関しましては、現段階では準備段階ではございますが、タウンプロモーション事業につきましては、今現在、民間企業から人材派遣を受けまして、本格稼働に向けた準備を進めているところでござ

ございます。したがって、今現在、事務所についてはまだこれからのこととございまして、今現在は環境未来都市推進課の中に席を置きまして、準備を進めているところでございます。また、スタッフにつきましても、今2名のスタッフを募集しておりますが、1名は確定をしているんですが、もう1名については、今現在、募集をしている最中とございます。活動内容につきましては、前段に申し上げましたとおり、今、準備段階とございまして、本格稼働に向けて準備を進めているという状況とございます。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。  
次に、土木費について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。  
次に、給与費について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。  
次に、事項別明細書の歳入について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第5号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成28年第3回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午後3時59分 閉会

---